

# 遺言の方法について

## ★はじめに

遺言は、遺言者が亡くなった後の相続問題や家族間の紛争を未然に防ぎ、家族の実情に応じた遺産の配分を合理的にする効果があります。

遺言の方法(普通方式の遺言)には三つの方式があり、それぞれ有利な点や不利な点があります。

これらを一覧表にまとめましたので、遺言書を作成される際の参考にしてください。

なお、遺言による指定がなければ、法定相続の規定が適用されることになります。

## ★普通方式の遺言

区 分	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	遺言者が自筆で書く遺言 [要件] ①遺言全文を自筆 (ワープロは不可) ②作成日付の正確な記入 ③遺言者本人の署名・押印(できれば 実印が良)	①証人2人以上の立会いのもと、遺言 者が遺言の趣旨を公証人に口述 ②公証人はその口述を筆記し、遺言 者と証人に読み聞かせ、または閲 覧させる。 ③遺言者・証人は、記述を承認したら 署名・押印(印鑑は実印が必要) ④公証人が真正な手続きで作成され たことを付記して署名・押印(注1)	①遺言書を作成し署名・押印(署名以 外は、ワープロでも可、印鑑はでき れば実印が良) ②遺言書を封筒に入れ封をする。(封 印は遺言書に使ったものを使用) ③証人2人以上と公証役場へ ④自己の遺言書である旨と住所・氏 名を述べて、封書を提出 ⑤公証人が、提出日と遺言者の申述 を封書に記載 ⑥遺言者・証人が署名・押印
難易度	最も簡単	難しい	やや難しい
証 人	不要	2人以上必要	2人以上必要
秘密性	遺言の存在、内容共に秘密にできる。	遺言の存在、内容共に秘密にできな い。証人から内容が漏れる可能性が ある。	遺言の存在は秘密にできないが、遺 言の内容は秘密にできる。
特に 有利な点	・費用がほとんど掛からない。 ・証人が必要でなく、いつでもどこで も簡単に書ける。 ・新たに作り直すことも容易にでき る。	・家庭裁判所での検認が必要ない。 ・公証人が作成するので、無効な遺言 書となること、変造されることが少 ない。 ・紛失しても謄本を再発行してもら える。	・公証役場に提出するので、作成日が 特定できる。 ・費用があまり掛からない。(公証役 場の手数料、証人依頼費用)
特に 不利な点	・紛失、変造、隠匿等の可能性が高い。 ・遺言の要件を満たしていないと、無 効な遺言となる可能性がある。 ・家庭裁判所での検認が必要。(注2)	・費用が余分に掛かる。 (公証役場の手数料、証人依頼費用)	・紛失、変造、隠匿等の可能性がある。 ・遺言の要件を満たしていないと、無 効な遺言となる可能性がある。 ・家庭裁判所での検認が必要。(注2)

(注1) 公正証書遺言では、原本は公証役場に保管され、正本と謄本は、本人、推定相続人、受遺者、遺言執行者などが保管することになる。

(注2) 検認手続き

「遺言書検認申立書」「相続人等目録」を家庭裁判所に提出→検認期日の通知→保管者が遺言書持参→相続人、代理人、利害関係者立会  
いのもとで遺言の内容確認→検認調書の作成

\*検認を受けずに、遺言書を開封すると罰則(過料)有り。

★鹿児島シルバー110番では、毎週月・木曜日に法律相談(事前予約が必要)を実施していますので  
ご利用ください。(☎0120-165270、☎099-250-0110)